

科目名	民事訴訟法	科目責任者	小嶋 明美
課題と試験担当教員	小嶋 明美		
履修方法	F スクーリング学習・テキスト学習どちらでも可		
ナンバリング	CLAWP425		

■ 科目概要

私的生活関係において揉め事が生じ、当事者間の話し合いによる解決が困難な場合、紛争の解決には第三者を要することになります。現代社会においては様々な紛争解決機関がその役割を担うこととなりますが、本講義では、国家機関である裁判所に紛争が持ち込まれた場合に、どのような手続で解決されるのか、訴えの提起から判決までを解説します。

■ 到達目標

この授業では、到達目標を下記のようにします。

- 1) 民事訴訟法の手続の流れを理解する。
- 2) 民事訴訟法の基本的問題を理解する。
- 3) 考えを論理的に文章にすることができる。

■ 科目の計画・内容

学習範囲 該当する章など	学習内容
第1章	民事訴訟とは（実体法と手続法、民事訴訟の対象、民事紛争の解決方法、訴訟とADR、民事訴訟制度の特色、民事訴訟の目的、ADRと訴訟の位置づけ、司法の役割） 他の法分野、他の民事紛争解決方法との比較により、民事訴訟制度の特徴を捉え、民事訴訟の目的と役割を学ぶ。
第2章、第5章	民事訴訟の仕組み（法律による裁判；訴訟物、請求の趣旨・原因、請求を理由づける事実；申立て、主張、立証）、訴訟要件総論（意義と種類、審査方法、訴訟判決と本案判決）、訴訟物と処分権主義（処分権主義の意義・内容、請求の特定、訴訟物の特定基準） 基礎的な法概念の理解のうえに、1) 民事訴訟の基本構造、2) 処分権主義と民事訴訟の審理の対象を学ぶ。
第5章、第6章	訴訟物と処分権主義（一部請求、一部認容）、訴えの種類（訴えの意義、訴えの利益、給付訴訟、確認訴訟①） 1) 処分権主義による審判の範囲に関する問題、2) 訴えの類型にはどのようなものがあるか、3) 各類型の訴えに共通の訴えの利益、4) 給付訴訟とその訴えの利益、確認訴訟について学ぶ。
第6章	訴えの種類（確認訴訟②、形成訴訟、形式的形成訴訟）、訴えの提起（訴状の提出～却下あるいは送達） 1) 確認訴訟の訴えの利益、2) 形成訴訟、形式的形成訴訟とはどのようなものか、3) 訴えの提起の方式と手続を学ぶ。
第6章、第7章	訴え提起の効果（時効の中断、重複訴訟の禁止）、訴訟の審理①（第一回口頭弁論期日の進行、争点整理手続） 1) 訴えの実体法上の効果である時効の中断、2) 訴訟法的効果である重複訴訟の禁止の趣旨と内容、3) 審理はどのように進められるのか、第一回期日の進行と続いて行われる争点整理手続について学ぶ。
第7章	1～5回目まで（メディア授業）の理解確認のため小テストを実施 また、それまで学んだ法概念、基本的事項についてまとめ、理解と知識の確認・整理を行う。
第7章	訴訟の審理①（進行協議期日、計画審理制度、専門委員制度、準備書面） 1) 審理の充実のために設けられた進行協議期日、計画審理制度、専門委員制度とはどのような制度であるのか、2) 準備書面の意義と役割について学ぶ。
第7章	訴訟の審理①（口頭弁論の意義と諸原則、不熱心な訴訟追行） 1) 訴訟の理想である適正、公平、迅速、訴訟経済を実現するための審理諸原則とはどのようなものであるのか、2) 審理に当事者が欠席した場合にはどのように扱われるのかを学ぶ。

学習範囲 該当する章など	学習内容
第7章	訴訟の審理①（審理・口頭弁論の展開、訴訟行為の意義と種類、訴訟上の合意、訴訟行為の瑕疵と治癒、訴訟行為と私法規定、訴訟行為と私法行為） 1）当事者の主張、立証を中心に進められる審理の展開、2）訴訟法上の効果を生ずる訴訟行為にはどのようなものがあるのか、3）民事訴訟手続の特徴を踏まえ、訴訟上の合意の適法性、有効性について、4）訴訟行為が無効となるのは、不適法となるのは、理由なしとして退けられるのはどのような場合か、5）訴訟行為を積み重ねて進められる民事訴訟手続において、訴訟行為の瑕疵はどのように扱われるのか等を学ぶ。
第8章	訴訟の審理②（職権主義と当事者主義、裁判所の訴訟指揮権、当事者の責問権等） 1）裁判の主体は裁判所と当事者であるが、審理を行うにあたってどちらに主導権を認めるのか、2）審理の進行についての裁判所の権限と責任、当事者の補助的役割を学ぶ。
第8章	訴訟の審理②（弁論主義の意義、具体的内容、適用範囲、根拠） 判決の基礎となる資料についての当事者の権限と責任、民事訴訟の基本原則である弁論主義とはどのようなものであるのかを学ぶ。
第8章	訴訟の審理②（主張責任） 弁論主義の内容の一つである主張責任について、1）意義、2）どのような事実を述べなければならないのか、2）どこまで具体的に述べなければならないのか等を学ぶ。
第8章	訴訟の審理②（自白） 弁論主義の内容の一つである自白の拘束力について、1）自白の意義、2）拘束力の根拠、3）どのような事実自白は成立するのか、4）撤回は認められるのか等を学ぶ。
第8章	訴訟の審理②（職権証拠調べの禁止、釈明権、事案の解明と証拠・情報の収集） 1）弁論主義の内容の一つである職権証拠調べの禁止、2）弁論主義の補充である裁判所の釈明権、3）弁論主義を支えるものとして、証拠、情報の収集のためにどのような制度がおかれているのかを学ぶ。
第9章	訴訟の審理③（証拠の位置付け、証拠等の概念、証明の対象、証拠の申出と採否、証拠調べの実施） 審理で争われる事実を裏付ける証拠について、1）基礎的法概念、2）証明を要するのはどのような事項か、3）証拠調べはどのようになされるのかを学ぶ。
第9章	訴訟の審理③（書証） 書証について、1）その意義、2）証拠調べはどのように進められるのか、3）相手方または第三者が所持する文書の証拠調べはどのように行うのか等を学ぶ。
第9章	訴訟の審理③（証人尋問、鑑定、検証） 1）証人の意義、2）証人尋問はどのように行われるのか、3）鑑定の意義、4）鑑定の手続、5）検証の意義、6）検証の手続を学ぶ。
第9章	訴訟の審理③（自由心証主義、証明責任の意義・分配） 裁判所の事実認定における1）自由心証主義の意義、2）証明責任の意義、3）証明責任はどちらに負わせるべきかという証明責任の分配基準について学ぶ。
第10章	裁判の意義、裁判の形式（判決、決定、命令）、裁判の種類（終局判決、本案判決と訴訟判決、一部判決、中間判決）、判決の無効 裁判には、多様な形式、種類がある。それらの名称と意義等を学ぶ。
第10章	判決の成立と確定、判決の効力 1）判決はどのような場合に下されるのか、どのような手続でなされるのか、2）判決の確定の意義、3）いつ確定するのか、4）確定するのは判決のどの部分か、5）判決の確定によりどのような効力が生ずるのかを学ぶ。
第10章	既判力の意義・本質・根拠・作用、既判力を有する裁判 1）既判力とは何か、2）既判力はなぜ生ずるのか、3）既判力はなぜ必要なのか、正当化されるのか、4）既判力が認められるのはどのような裁判かを学ぶ。
第10章	既判力の時間的限界・客観的範囲・主観的範囲 1）民事上の法律関係は訴訟提起の後も変動する。では、どの時点の法律関係に既判力は働くのか、2）判決のどの部分に既判力は生ずるのか、3）既判力は誰に及ぶのかを学ぶ。
第11章	判決以外の訴訟終了（請求の放棄・認諾、訴訟上の和解、訴えの取下げ） 処分権主義により、訴訟が開始しても当事者の意思で終了させることができる。その方法である1）請求の放棄・認諾、2）訴訟上の和解、3）訴えの取下げの意義と手続を学ぶ。
第3章	裁判機関（民事裁判権、裁判所の意義と種類、管轄） 1）裁判所の意義と種類、2）管轄とはどのようなものかを学ぶ。
第3章	裁判機関（移送、裁判官の除斥・忌避・回避） 1）訴えを提起した裁判所が適切でなかった場合、2）裁判官の偏波が疑われる場合、どのように扱われるかを学ぶ。

学習範囲 該当する章など	学習内容
第4章	当事者（当事者の確定、当事者適格の意義） 1）民事訴訟の主体である当事者の意義、2）当事者は誰なのか、3）その訴訟で当事者になることができるのは誰なのかについて学ぶ。
第4章	当事者（第三者の訴訟担当） 実体法上の権利義務の帰属主体ではなくとも当事者となることができる場合について学ぶ。
第4章	当事者（当事者能力） 民事訴訟の当事者となることができるのはどのような者か（例えば、動物は当事者になれるのか）について学ぶ。
第4章	当事者（訴訟能力、訴訟上の代理人） 民法には行為能力制度があり、例えば、契約を締結する能力がない者を保護している。民事訴訟には同じ目的の下に訴訟能力がある。また、本人の能力を補充、拡充する者として訴訟にも代理制度がある。この訴訟能力、訴訟上の代理人について学ぶ。

■ ディスカッション・ペアワーク

ディスカッション・ペアワークは行いません。

■ 学習方法・評価

種別	評価基準
試験	民事訴訟の仕組みと理論についての基本的な理解を問う。
レポート	何を書かなければならないのか、課題をしっかりと把握すること、法概念は正確に述べるのがまずは重要です。また、接続詞は適切に使うことで理解を示すことができます。何をはじめに書き、次に何を述べるのか、その次は、ということも課題を正しく理解しているかどうか、どこまで深く理解しているかに関わりません。何気なく書き始めるのではなく、論理構成をしっかりとしましょう。

■ 評価方法

- 試験（スクーリング試験および科目試験）：70%
- レポート：30%

■ 教科書

書名：民事訴訟の仕組みと理論
著者名：小嶋明美
出版社名：北樹出版
出版年：
版：
刷：
ISBN：

■ 参考書

高橋宏志「重点講義 民事訴訟法 上・下」有斐閣、三木浩一他「民事訴訟法」（LEGAL QUEST）有斐閣、和田吉弘「基礎からわかる民事訴訟法」商事法務等、良い概説書はたくさんあります。それぞれ理解しやすいと思うものは異なると思います。また、この部分はこの概説書がわかりやすいというようなこともあると思います。図書館、書店等でご覧になることをお勧めします。

■ 履修上のアドバイス

個々の手続がどのようになっているのか、ただノウハウとして知るのではなく、どのような意味をもっているのか、どのような趣旨、目的のもとにあるのかを学ぶことが重要です。レポートや試験に取り組むときは、結論のみでなく、理由を述べ

るようにしましょう。どのような手続が望ましいと自分の意見が持てるようになる程に学ぶことができれば面白みを感じることができると思います。

■ 自習時間

<スクーリング学習の場合>

スクーリング前にDVD で8時間、レポート1 課題あたりの作成に20時間学習してください。

<テキスト学習の場合>

レポート1 課題あたりの作成に20時間、科目試験のために最低40時間学習してください。

■ 担当者のプロフィール

1982年 早稲田大学法学部卒業。北京大学法律系（普通進修生）、早稲田大学大学院法学研究科博士前期課程、同後期課程にて学ぶ。博士（学術）。

法律雑誌の編集部、法律事務所（上海市人民政府・司法部認可研修生）、東亜大学法学部専任講師、青森大学経営学部助教授、山形大学人文学部准教授を経て、2011年4月より創価大学法科大学院教授。